

2 検定（検査）業務

（１）検定（検査）の概要

取引や証明に使用する特定計量器は、原則として検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができないこととなっている。

検定は、特定計量器の種類や型式の有無により経済産業大臣、都道府県知事が行っており、また、電気計器は日本電気計器検定所が、環境測定用などに使用される特定計量器は指定検定機関である一般財団法人日本品質保証機構が、主体となって検定を実施している。

過去３年間の検定検査の実績は次のとおりである。

2025年（令和7年）度 検定等種類別手数料

（単位：円）

区 分	タクシーメーター	質 量 計	温 度 計	体 積 計	圧 力 計	総 計
手 数 料	886,200	1,027,700	0	1,703,040	172,650	3,789,590

最近３カ年の検定（検査）実績

種 類		2023 年度 (令和 5 年度)		2024 年度 (令和 6 年度)		2025 年度 (令和 7 年度)	
		個 数	不合格数	個 数	不合格数	個 数	不合格数
タクシーメーター装置検査		1,185	24	1,250	11	1,266	26
質 量 計	電気式はかり※1	443	0	334	0	479	1
	その他の手動式はかり	0	0	0	0	0	0
	手動指示併用はかり	0	0	0	0	0	0
	ばね式指示はかり※2	0	0	0	0	0	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0
	分 銅	0	0	0	0	0	0
	計	443	0	334	0	479	1
温 度 計	抵抗体温計	0	0	0	0	0	0
	ガラス製温度計	0	0	4	0	0	0
	計	0	0	4	0	0	0
体 積 計	水道メーター	76	0	81	0	89	0
	燃料油メーター	804	5	598	1	668	0
	液化石油ガスメーター	7	0	12	1	9	0
	計	887	5	691	2	766	0
圧 力 計	アネロイド型圧力計	2,126	2	2,677	3	1,416	4
	アネロイド型血圧計	0	0	0	0	0	0
	計	2,126	2	2,677	3	1,416	4
総 計		4,641	31	4,956	16	3,927	31

※1 2015年（平成27年）4月1日の計量法改正により、2015年（平成27年）7月1日以降は「電気抵抗線式はかり」「誘電式はかり」「電磁式はかり」については「電気式はかり」に統一。

※2 2015年（平成27年）4月1日の計量法の改正により、2015年（平成27年）7月1日以降は「ばね式はかり」を「ばね式指示はかり」に改める。

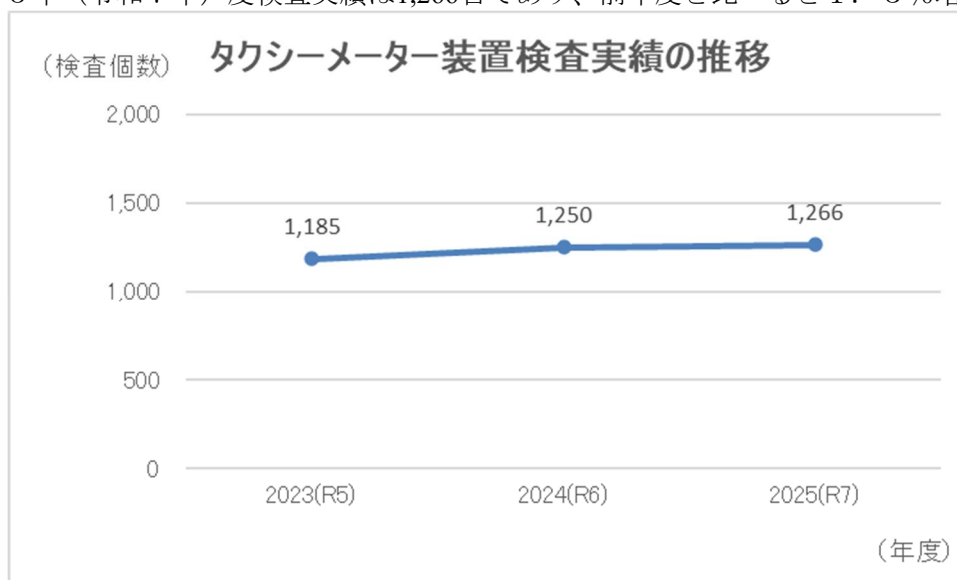
【主な特定計量器の検定証印の有効期間】

タクシーメーター	1 年
ガス（都市ガス、プロパンガス）メーター	1 0 年
水道メーター	8 年
燃料油（自動車等給油）メーター	7 年
液化石油ガスメーター	4 年
積算熱量計	8 年
電力量計（家庭用普通電力量計）	1 0 年
振動レベル計	6 年



（２）タクシーメーターの装置検査

2025年（令和7年）度検査実績は1,266台であり、前年度と比べると1.3%増加した。



なお、本県では装置検査に合格したタクシーメーターには見やすい箇所に有効期限シールを貼付し、使用者および利用者にも注意の喚起に努めている。

タクシーメーター装置検査



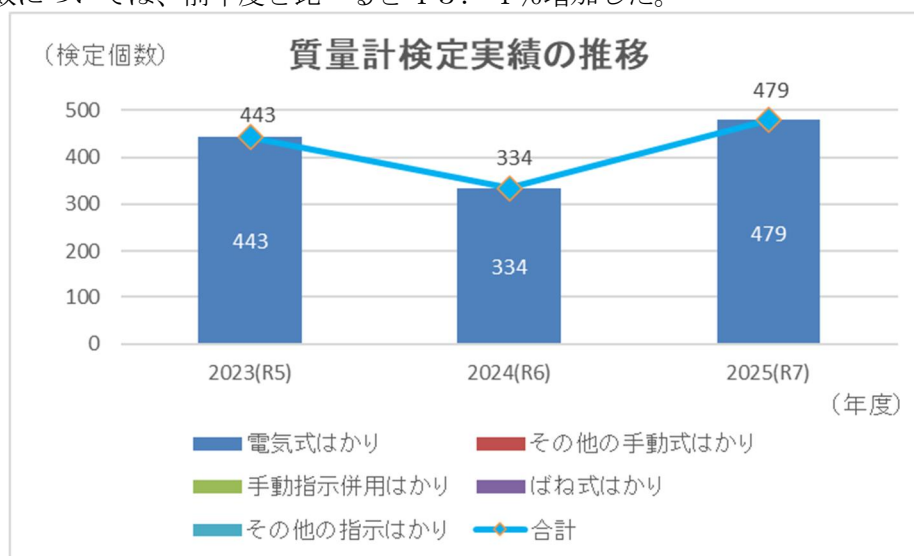
タクシーメーターの有効期限シール

（2019年(平成31年・令和元年)度から有効期間の表記を西暦に変更した。）



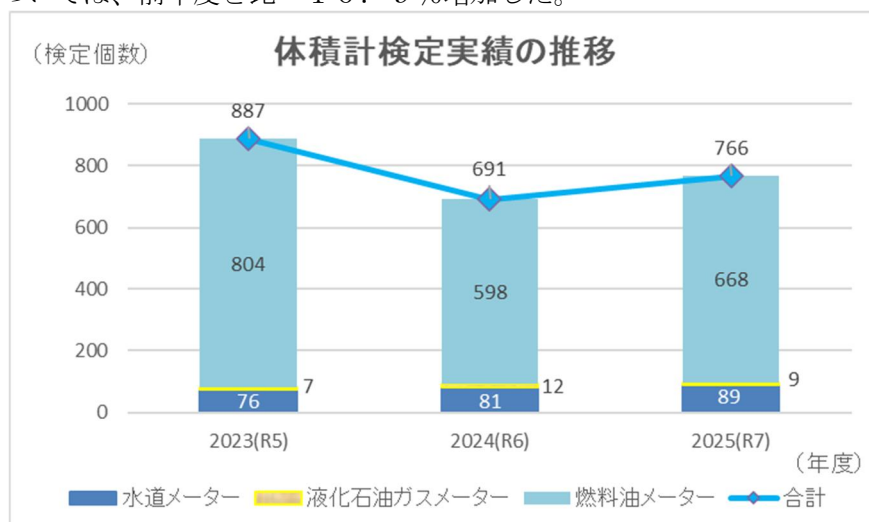
(3) 質量計

質量計の検定は、本県では2017年(平成29年)度より電気式はかりのみとなっている。
総個数については、前年度と比べると43.4%増加した。



(4) 体積計

体積計の検定は、下図に示すとおり燃料油メーターが総個数の大半を占めている。
総個数については、前年度と比べ10.9%増加した。



なお、本県では燃料油メーターの見やすい箇所に検定有効期限シールを貼って、使用者および利用者にも注意を喚起しており、有効期間7年用のシールは燃料油メーターのうち自動車等給油メーターに、有効期間5年用のシールはそれ以外の燃料油メーターに貼付している。

検定有効期限シール

(2019年(平成31年・令和元年)度から有効期間の表記を西暦に変更した。)



有効期間5年用



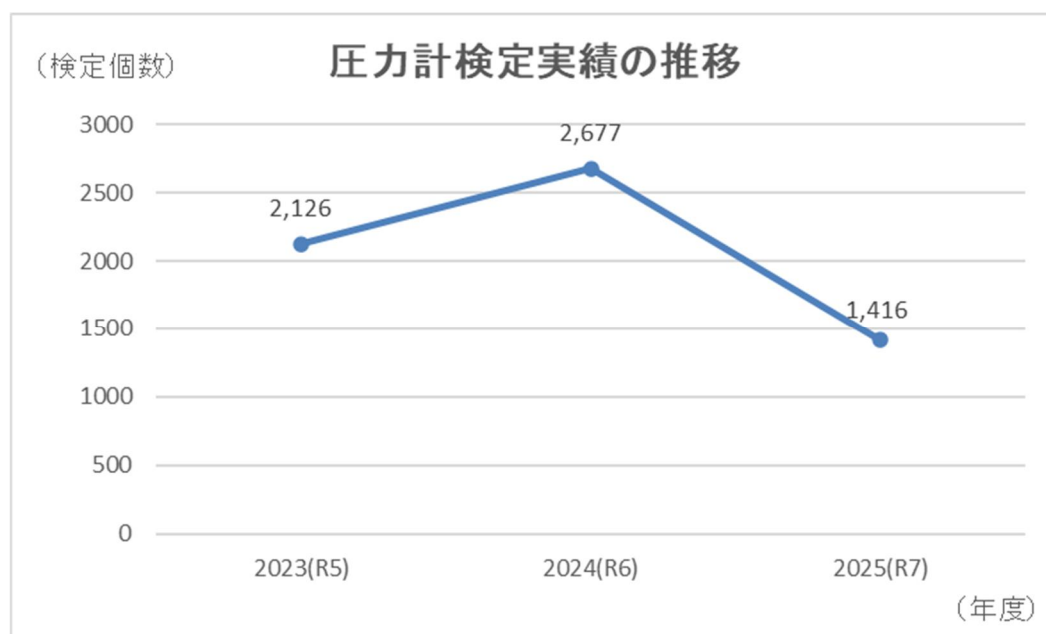
有効期間7年用

燃料油メーター検定



(5) 圧力計

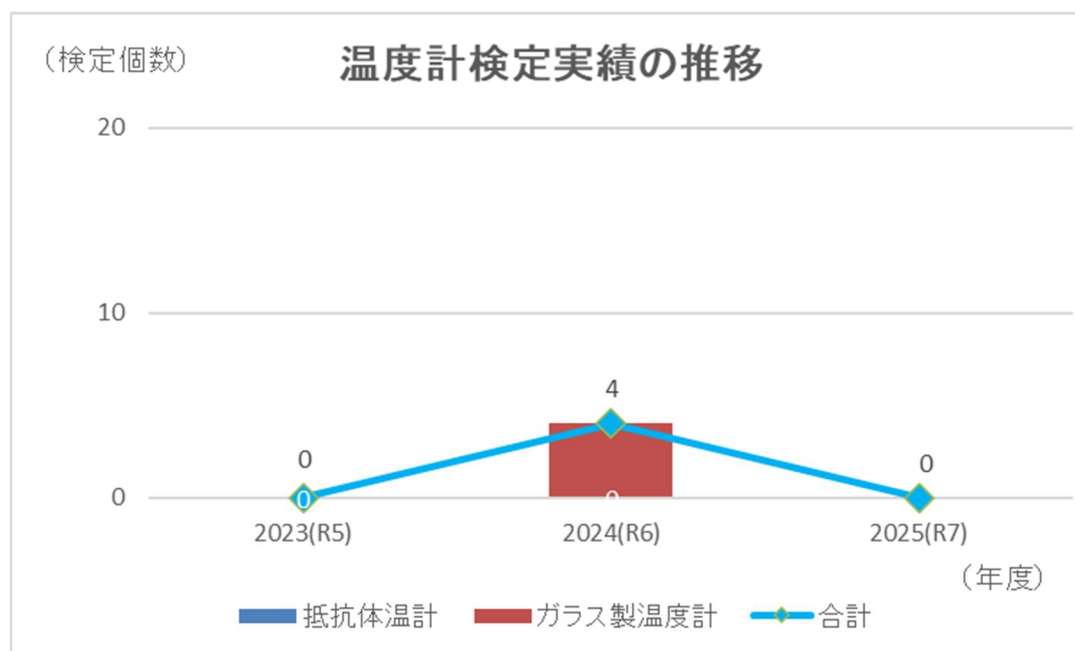
アネロイド型圧力計の検定実績の推移は、以下のとおりである。
総個数については、前年度と比べると47.1%減少した。



(6) 温度計

温度計の検定実績の推移は、以下のとおりである。

2025年(令和7年)度は、温度計の検定実績はなかった。



3 基準器検査

基準器は、検定、検査に用いる器具、機械または装置である。また、製造、修理事業者等においては、製品の検査設備として用いられている。

基準器は、種類により経済産業大臣または都道府県知事が検査を行い、これに合格したものについては基準器検査証印が付される。

過去3年間に本県が行った基準器検査実績は、次のとおりである。

基準器検査実績

種 別	2023年度 (令和5年度)		2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
基準はかり	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	139	0	70	0	178	0
二級基準分銅	467	3	327	0	419	0
三級基準分銅	253	0	352	1	303	0
小 計	859	3	749	1	900	0
液体メーター用基準タンク	3	0	1	0	1	0
タクシメーター装置検査用基準器	1	0	2	0	1	0
合 計	863	3	752	1	902	0

※県、特定市分は除いています。

